

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細は、「財務諸表に対する注記」に記載している。
2. 引当金の明細は、「財務諸表に対する注記」に記載している。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法による減価償却を実施している。
- (2) 引当金の計上基準
退職給付引当金
期末自己都合退職要支給額に相当する金額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産 退職給付引当資産	372,000	98,000	0	470,000
特定資産 周年行事積立資産	1,900,000	0	0	1,900,000
小 計	2,272,000	98,000	0	2,370,000
合 計	7,272,000	98,000	0	7,370,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産 定期預金	5,000,000	(0)	(5,000,000)	(0)
小 計	5,000,000	(0)	(5,000,000)	(0)
特定資産 退職給付引当資産	470,000	(0)	(0)	(470,000)
特定資産 周年行事積立資産	1,900,000	(0)	(1,900,000)	(0)
小 計	2,370,000	(0)	(1,900,000)	(470,000)
合 計	7,370,000	(0)	(6,900,000)	(470,000)

4. 引当金の明細

引当金の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	372,000	98,000	0	0	470,000

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	349,596	119,444	230,152

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の 名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表 上の 記載区分
補助金 全法連助成金	(公財) 全国法 人会総連合	0	11,803,000	11,803,000	0	—
補助金 全法連補助金	(公財) 全国法 人会総連合	0	1,293,200	1,293,200	0	—
補助金 県連補助金	(一社) 広島県 法人会連合会	0	328,000	328,000	0	—
合 計		0	13,424,200	13,424,200	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	11,653,000
事業費計上による振替額	
合 計	11,653,000

平成 29 年度決算は前記のとおり相違ありません。

平成 30 年 4 月 10 日

公益社団法人 広島東法人会

会 長 野 坂 文 雄 ㊟

監査報告書

平成30年4月10日

公益社団法人 広島東法人会

会長 野坂文雄 様

監事 中村琢也 ㊟

監事 山根勝正 ㊟

私ども監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。